平成３０年（フ）第５０号
神戸市西区南別府１丁目６番地の２　セ・メルヴェイユ伊川谷807号
債務者　藤原　一美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
神戸市西区南別府１丁目６番地の２　セ・メルヴェイユ伊川谷807号
債務者　藤原　由比
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県宍粟市一宮町黒原155番地２、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町片島842番地５
債務者　中尾　準一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第８９号
熊本市中央区大江４丁目16番７号　503号
債務者　井上　洋昭
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１１号
熊本市東区秋津２丁目17―11、住民票上の住所熊本市東区秋津２丁目12番22号
債務者　小田　孝平
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５６号
千葉県松戸市栄町８丁目647番地の８
債務者　蒲生　育也
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５７号
千葉県松戸市栄町８丁目647番地の８
債務者　蒲生　美帆（旧姓高楯）
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６４号
千葉県柏市松ケ崎304番地１　ヤナイハイツ201号
債務者　守屋　智子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７１号
千葉県野田市西高野1288番地13
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１９５号
千葉県柏市柏６丁目５番36号　ハイム弥生203号
債務者　平岩　光子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１８号
千葉県流山市野々下３丁目755番地の３　流山荘　18A
債務者　溝江　英紀
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２２号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目４番15号
債務者　兼田　文明
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２３号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目４番15号
債務者　兼田美佐子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６９号
千葉県柏市逆井３丁目20番１―105号
債務者　中村きよみ
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目14番56―502号
債務者　阿部　　昇
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２７号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区20棟310号
債務者　古賀　孝吉
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８１号
川崎市宮前区平１丁目１番29－401号　ビューラー風久保２
債務者　湯尾　末松
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係